

准職員・時間雇用職員の契約期間等の取扱いについて

	通知・規則等	准職員(法人化前:日々雇用職員)	時間雇用職員
法人化前	S36.3.31 非常勤職員の任用およびその他の取扱いについて(文部省人事課長通知) S55.7.15 非常勤職員(日々雇用職員)の取扱いについて(部局長会議了解事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・通算雇用期間の上限は3年以内 ・昭和55年7月以前に任用された者は通算雇用期間の上限無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算雇用期間の上限無し
	H16.4.1 就業規則 制定	<ul style="list-style-type: none"> ・通算契約期間の上限は3年以内 ・高度の技能・技術及び知識を必要とし、総長が特に必要があると認めるとき→更新可能(上限2年以内) ・他の規則等により契約期間の定めがある場合(研究プロジェクト等)は当該期間の範囲内での雇用 ・昭和55年7月以前に任用された者は通算契約期間の上限無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算契約期間の上限は3年以内 ・職務の特殊性等により、総長が特に必要と認めるとき→更新可能 ・他の規則等により契約期間の定めがある場合(研究プロジェクト等)は当該期間の範囲内での雇用
法人化後	H19.1.23 時間雇用職員の雇用期間について(通知)(→就業規則の運用・解釈を整理)		<ul style="list-style-type: none"> ・同一部局で通算して3年を超えて雇用契約を締結しようとする場合は、一事業年度毎に人事労務担当理事へ協議 ・部局を異にする雇い入れをした場合、通算契約期間は当該雇い入れ時からあらためて起算 ・平成16年3月31日以前(法人化以前)から継続して同一部局で雇用されている者は、通算契約期間の上限無し ※「継続して」とは、1日の雇用中断もないことをいう
	H25.2.19 部局長連絡会議「改正労働契約法にかかる主な対応方針(案)」	<p>【平成24年度中の対応案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算雇用期間について、平成25年4月1日以降の雇用契約から新たにカウントする旨学内に通知する <p>【平成25年度の対応案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則を改正し、通算雇用期間については5年を上限とする ・期間の定めのない非正規職員の導入に向けて検討を行う ※ 平成25年6月17日 団体交渉において説明済み 	
	H25.3.22 平成25年4月1日以降の准職員及び時間雇用職員の雇用について(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・通算契約期間は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする契約から起算して新たに通算 ・就業規則の改正を前提として、同一部局で通算して3年を超えて雇用契約を締結しようとする場合における人事労務担当理事への協議(平成19年1月23日付け通知)を廃止 	
	H26.1.21 部局長連絡会議・教育研究評議会「改正労働契約法を踏まえた対応方針(案)」	<ul style="list-style-type: none"> ・通算契約期間の上限は原則として5年(研究開発力強化法による労働契約法の特例の対象となるものについては10年)以内とする ・無期型の非正規職員の制度設計(案)を提示 	
	H26.2.18 部局長連絡会議「「改正労働契約法を踏まえた対応方針案」に対する主な意見等」	<ul style="list-style-type: none"> ・無期労働契約における学内共通の基準等を早期に提示していただきたいとの意見に対し、具体的な取扱いについては今後検討を行う旨回答 	
	H26.4.1 就業規則 改正(通算契約期間の上限に係る規定はH25.4.1労働契約から適用)	<ul style="list-style-type: none"> ・通算契約期間の上限は原則5年以内(研究開発力強化法による特例の場合は10年以内) ・「労働条件通知書(兼同意書)」への様式変更を実施し、更新の上限の有無に関する事項を追加 ・昭和55年7月以前に任用された者は通算契約期間の上限無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・通算契約期間の上限は原則5年以内(研究開発力強化法による特例の場合は10年以内) ・「労働条件通知書(兼同意書)」への様式変更を実施し、更新の上限の有無に関する事項を追加 ・平成16年3月31日以前(法人化以前)から継続して同一部局で雇用されている者は、通算契約期間の上限無し(→従前からの取り扱いによる)

※ 准職員・時間雇用職員ともに事業年度毎の雇用